下越地区勤労者福祉共済会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、下越地区勤労者福祉共済会(以下「会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 会は、事務所を新潟県阿賀野市山口町一丁目1696番地、協同組合下越 労務協会内に置く。

(目 的)

第3条 会は、会員相互の親睦と福祉増進を図ることを目的とする。

(事 業)

- 第4条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 共済に関する事業
 - (2) 購買に関する事業
 - (3) 融資の斡旋に関する事業
 - (4) 前各号のほか、会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(加入資格)

第5条 会の会員は、新潟県下越地区に事務所を有する事業主及びその従業員 とする。

(入 会)

第6条 会員となることを希望するものは、所定の加入申込書を会長に提出 し、会の承認を得なければならない。

(入 会 金)

第7条 会に加入を承認された会員は、会員の構成員1人100円の入会金を納 入しなければならない。

(退 会)

- 第8条 会員が退会するときは、書面をもってその旨を届けなければならない。
 - 2 会員は次の各号の1に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 第5条の資格を失ったとき。

- (2) 所定の会費を3カ月以上滞納したとき。
- (3) 第10条の規定により除名されたとき。

(会 費)

- 第9条 会費は毎月1人20円の会費を定められた期日までに事務局に納入しなければならない。
 - 2 会費の一部又は全部を事業主が負担することができる。
 - 3 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(除 名)

- 第10条 会は、次の各号の1に該当する会員を理事会の議決により除名することができる。
 - (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (2) 第4条の事業について虚偽の申請をしたとき。
 - (3) 会の規約に違反し、又は会の信用を失わせる行為をしたとき。

第3章 機 関

(総 会)

- 第11条 会の最高決議機関は総会とし、毎年1回6月に会長がこれを招集する。
 - 2 総会は次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算報告
 - (3) 役員選出
 - (4) その他役員会において総会付議を決議された事項
 - 3 総会の議決は、出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

(理事会)

- 第12条 会の執行機関は理事会とし、必要に応じ随時開催し会の業務を執行する。
 - 2 理事会の議決は出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

第4章 役 員

(役員の種別)

第13条 本会に次の役員を置く。

会長1名副会長2名

事務局長 1 名

理事若干名監事2名

(役員の専任)

第14条 役員は総会において選任する。

(役員の職務)

- 第15条 会長は、会を代表し会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ定められた順位によってその職務を代行し、その職務を行う。
 - 3 事務局長は、会長および副会長を補佐し、会長、副会長ともに事故あるときはその職務を代行する。
 - 4 監事は、会の会計を監査する。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 2 役員は任期満了後、後任者が就任するまで引続きその職務を行う。
 - 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第17条 会の資産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) 入会金
 - (2) 会 費
 - (3) 寄付金
 - (4) 資産から生ずる収入
 - (5) その他の収入

(資産の運用管理)

第18条 会の資産の運用および管理については、会長がこれにあたる。 (経費の支弁)

第19条 会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第20条 会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終る。

第6章 雑 則

(事務局)

- 第21条 会に事務局を置き、必要な職員を置く。
 - 2 職員は会長が任免する。

(委 任)

第22条 この規約の施行について必要な事項は、理事会で定める。

付 則

(施行の時期)

- 1. この規約は昭和53年2月11日から施行する。
- 2. 改正された規約は昭和61年6月1日から施行する。
- 3. 改正された規約は平成16年8月26日から施行する。
- 4. 改正された規約は平成19年12月21日から施行する。